

令和9・10年度 測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請手続きの概要

三次市が発注する測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の当初申請を受け付けます。

1 申請方法

広島県及び県内市町が共同運用する『資格審査システム』により電子申請を行ってください。
その後、広島県及び三次市がそれぞれ指定する添付書類を、郵送または持参により提出してください。

※電子申請については、必ず以下をご確認ください。

○広島県の調達情報ホームページ（概要・手引き）：

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

○資格審査システム：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

（『電子入札等システム』からお入りください。）

2 受付期間

	受付期間 (土日祝日を除く)	提出先	提出方法
電子申請	令和8年11月 2日（月）から 令和8年11月20日（金）まで 午前9時～午後5時	—	—
添付書類	令和8年11月 2日（月）から 令和8年11月27日（金）まで 午前9時～午後5時	広島県への提出書類 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ 三次市への提出書類 〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市総務部財政課契約係 (三次市役所東館 4 階)	郵送 または 持参

3 申請資格

次のいずれかに該当する者は、申請することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。

イ 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者。

ウ 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者。

- エ 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条の規定による登録を受けていない者。
- オ 直近２年間に於いて、入札参加資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者。
- カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、法人税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がある者。
- キ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項についての虚偽の申告をし、または重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、三次市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から２年を経過している者を除く。
- ク 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）。
- ①雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務
- ②健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務
- ③厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務
- ※社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く。）の申請は受付できませんので、ご注意ください。

4 資格の有効期間

この資格が認定された日から令和１０年度末日までとします。

ただし、この資格は、令和１１年度においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

5 電子申請における留意事項

三次市の指名競争入札では、指名通知書及び仕様書を、電子申請時にご入力いただいたメールアドレスへ送信します。通知が届かない原因となりますので、メールアドレスにお間違いのないよう正確にご入力ください。

6 添付書類一覧

※「○」…提出が必須のもの

「△」…届出、加入、認証取得をしているなど、該当がある場合に提出が必要なもの

「－」…提出を要しないもの

※日付は、電子申請日をご記入ください。

※市内業者…主たる営業所を三次市内に有する者

市外業者…主たる営業所を三次市外に有する者

	提出書類	注意事項等	市内業者		市外業者	
			広島県 へ提出	三次市 へ提出	広島県 へ提出	三次市 へ提出
1	送信完了兼受付票	・ 電子申請後に出力されたもの ・ 提出書類の表紙とすること	○	○	○	△ 委任状の提出がある場合のみ
2	有資格技術職員名簿	・ 広島県の様式を使用 ・ ファイル名を「meibo」とすること ・ CSV ファイルを添付すること	○ 電子申請時に電子データを添付	－	○ 電子申請時に電子データを添付	－

	提出書類	注意事項等	市内業者		市外業者	
			広島県 へ提出	三次市 へ提出	広島県 へ提出	三次市 へ提出
3	希望業務実績調書	・ 広島県の様式を使用 ・ ファイル名を「chousho」とすること ・ 「11」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可 ※ただし、現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成してください。	○ 電子申請時に電子データを添付	—	○ 電子申請時に電子データを添付	—
4	三次市税について滞納がないことの証明書（原本）	・ 電子申請日の3か月前の日以降に発行されたもの ・ 発行場所：三次市収納課	○	—	△ 三次市に納税義務がある場合のみ	—
5	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	・ 国税通則法施行規則別紙第9号「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか ※免税事業者であっても、「その3」は発行されます。 ・ 電子申請日の3か月前の日以降に発行されたもの ・ 電子申請時に電子納税証明書の電子データを添付した場合は紙での提出不要 ・ 発行場所：納税地を管轄する税務署 ※詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。 http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm	○	—	○	—
6	財務諸表（決算報告書） 【法人】 <u>直前1年の事業年度の①から④の書類すべて</u> ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④注記表 【個人】 <u>直前1年の事業年度の①から②の書類すべて</u> ①貸借対照表 ②損益計算書	・ 「11」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可 ・ 電子申請する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出	○	—	○	—
7	【法人】 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し）	・ 電子申請日の3か月前の日以降に発行されたもの ・ 「11」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可	○	—	○	—

	提出書類	注意事項等	市内業者		市外業者	
			広島県 へ提出	三次市 へ提出	広島県 へ提出	三次市 へ提出
8	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類（写し） ※社会保険等に加入義務がない場合または適法に他の保険に加入している場合を除く	・ 加入が確認できる書類は次のとおり ①健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認または標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの） ②雇用保険 概算保険料または確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）	○	—	○	—
9	申出書	・ 広島県様式第1号を使用 ・ 社会保険等に加入義務がない場合または適法に他の保険に加入している場合のみ提出	△	—	△	—
10	測量業者登録証明書 建築士事務所登録証明書 土地家屋調査士登録証明書 計量証明事業者登録証明書 不動産鑑定業者登録証明書 司法書士登録証明書 （写し）	・ 電子申請日の3か月前の日以降に発行されたもの	△	—	△	—
11	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本（写し）		△	—	△	—
12	ISO9001の認証取得を示す登録証及び附属書（写し）		△	—	△	—
13	委任状	・ 三次市様式第3号を使用	—	—	—	△
14	市税等納税調査承諾書	・ 三次市様式第4号を使用	—	○	—	—